

一般社団法人栃木県建築士事務所協会広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人栃木県建築士事務所協会（以下「協会」という。）のウェブサイト及び協会発行から発送する刊行物（以下「刊行物等」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ウェブサイト 協会が管理するウェブサイトをいう
- (2) バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう
- (3) 印刷広告 刊行物に掲載する広告をいう
- (4) 折込広告 刊行物等の発送に際し折込を同封するものをいう
- (5) 広告 バナー広告、印刷広告、及び折込広告をいう

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載することができる広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの
- (4) 協会の趣旨にそぐわないと思われるもの
- (5) その他、協会が不適當であると判断するもの

2 前項に定めるもののほか、広告への掲載基準は別に定める。

(広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横160ピクセル
- (2) 形式 JPEG、GIF（アニメ可）
- (3) 容量 10KB以内

2 印刷広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大きさ A4版縦 1P（178×239）
1/2P（178×116）
1/4P（178×57）

(2) 形式 PDF、WORD（データ入稿に限る）

3 折込広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) A4（両面印刷可）
- (2) A3（両面印刷可・二つ折り）

(広告の掲載位置及び枠)

第5条 広告を掲載する枠数は協会が定めるものとし、位置は次の各号の定めるところによる。

- (1) バナー広告 ウェブページ内のホームページ
- (2) 印刷広告 刊行物内の協会が定めるページ
- (3) 折込広告 毎月の刊行物等に同封

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、次の各号の定めるところによる。

- (1) バナー広告 6ヶ月単位とし、協会と協議した上でホームページに掲載する。
- (2) 印刷広告 掲載時期等について協会と協議した上で刊行物に掲載する
- (3) 折込広告 1回単位とし協会と協議した上で、刊行物等に同封する。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、ウェブサイト、ファックス及びEメールにて行うこととする。

(広告掲載者)

第8条 広告を掲載する者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協会の正会員及び賛助会員であり、かつ会費を滞納していないものに限る。
- (2) 正会員及び賛助会員以外の者(以下「一般」という。)

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、ファックス又は電子メールで協会事務局に申込みすることとする。

(広告掲載の決定)

第10条 協会は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定することとする。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告申込決定通知(第2号様式・以下「決定通知」という。)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は正会員、賛助会員及び一般共に次の各号に定める通りとし、申込者は前条の規定により送付された決定通知の記載に従い、広告料を納付するものとする。

(1) バナー広告

会員・賛助会員

10,000円(消費税別)/6ヶ月

一般

12,000円(消費税別)/6ヶ月

(2) 印刷広告

会員・賛助会員

A4版縦 1P (178×239) = 50,000円

1/2P (178×116) = 30,000円

1/4P (178×57) = 20,000円

一 般

A4版縦	1P	(178×239)	=60,000円
	1/2P	(178×116)	=40,000円
	1/4P	(178×57)	=30,000円

(3) 折込広告

会員・賛助会員

1回 10枚まで 30円/件数

一 般

1回 10枚まで 60円/件数

2 バナー広告は掲載数が限られているため、一般に対して会員・賛助会員を優先して掲載することができる。この会員優先処置の手法として、会員向けの試行期間の設定や、掲載順位の調整等については、第18条に定める委員会において決定する。

(広告原稿等の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告データ（以下「広告原稿等」という。）を作成し、通知書で指定した日及び場所に、郵送又は電子メールで提出するものとする。

2 広告原稿等は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(バナー広告内容等の変更)

第13条 協会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が第3条の規定に抵触していると判断した時は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めるものとする。

(バナー広告掲載の取消し)

第14条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定の期日までに広告原稿等の入稿がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき
- (4) その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき

2 前項各号の規定により広告掲載を取消した場合において、協会は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取下げるときは、書面において協会に申し出なければならない。

3 協会は、前項の規定により広告の掲載の取り下げがあった場合、広告掲載料を返還しない。

4 印刷広告については、入稿後の広告掲載取下げには応じないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 協会は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、広告主に広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、バナー広告及び印刷広告の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速やかに協会に連絡するものとする。

(審査機関)

第18条 広告及び掲載する広告内容の適否を審査するほか、第11条第2項に定める処置について審査し決定するため、一般社団法人栃木県建築士事務所協会広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会の委員長は広報・渉外委員会担当役員を、委員は同正・副委員長をもって充てる。

3 委員長は、常置委員長等を臨時の委員として加えることができる。

(要領の実施)

第19条 この要領の実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

(要領の改廃)

第20条 この要領の改廃は、理事会の議を経て会長が定める。

附則

この要領は、平成25年12月12日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月21日から施行する。

一般社団法人栃木県建築士事務所協会広告掲載申込書

一般社団法人栃木県建築士事務所協会 行

(一社)栃木県建築士事務所協会広告掲載要領第9条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込みます。なお、申込みにあたっては、広告掲載要領の内容を遵守します。

1. 広告掲載申込者

名 称			
代 表 者			
担 当 者			
所 在 地	〒 電話 () - FAX () -		
連 絡 先	〒 電話 () - FAX () -		
申込者種別	該当に○	1. 正会員	2. 賛助会員 3. 一般

2. 申込内容

広告種類	該当に○	1. バナー広告 2. 印刷広告 3. 折込広告
広告内容	バナー広告	ウェブサイト内に表示される映像広告
	印刷広告	刊行物に掲載する広告
	折込広告	刊行物等の発送に際し折込を同封するもの

3. バナー広告を申込まれる方は以下もご記入下さい。

リンク先 URL	http://
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで (6ヶ月)
掲載位置	(一社)栃木県建築士事務所協会ウェブサイトトップページ
その他	※掲載バナー箇所には限りがございます。掲載順位は審査のうえ決定させていただきますのでご了承下さい。 ※掲載開始月 (毎月1日に掲載開始) の1週間前までにお申込が必要です。 ※掲載料振込み確認のうえ掲載させていただきます。

4. 折込広告を申込まれる方は以下もご記入下さい。

内 容	該当に○・記入	イベント、セミナー、事業内容の案内、その他 ()
規格・枚数	該当に○・記入	A4、A3 (二つ折り) 枚

5. 広告掲載料

区 分	規 格	会員・賛助会員	一 般
バナー広告	縦 50 ピクセル 横 160 ピクセル	10,000	12,000
印刷広告	A4 版縦 1P (178×239)	50,000	60,000
	A4 版縦 1/2P (178×116)	30,000	40,000
	A4 版縦 1/4P (178×57)	20,000	30,000
折込広告	A4 ・ A3 (二つ折り)	30 (10枚まで)	60 (10枚まで)

※処理欄

受 付 日	掲 載 決 定 日	備 考

平成 年 月 日

バナー広告・印刷広告掲載、折込広告申込決定通知

様

一般社団法人栃木県建築士事務所協会

会 長 佐々木 宏幸

バナー広告・印刷広告掲載、折込広告申込決定事項		
広 告 種 別	1. バナー広告 2. 印刷広告 3. 折込広告	
バナー広告	リンク先URL	http://www.
	掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで(6ヶ月)
	掲載位置	(一社) 栃木県建築士事務所協会ウェブサイトトップページ
	掲 載 料	
印刷広告	規 格	
	掲 載 料	
折込広告	規 格	
	掲 載 料	

※処理欄

受 付 日	掲 載 決 定 日	備 考
平成 年 月 日	平成 年 月 日	
広告料振込先	足利銀行 県庁内支店(普) 105359 (一社) 栃木県建築士事務所協会	
連絡先(事務局)	電話: 028-621-3954 FAX: 028-627-2364	